

## 総合スキー会議開催地選考規程

### 1. 目的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という）定款第1章第4条の事業を運営するため、総合スキー会議開催地を選考することを目的とする。

### 2. 開催地条件

協会が別途定める開催基準を満たし理事会で承認されたスキー場とする。

### 3. 期間

4月上旬から中旬とする。協会が指定する期間で開催条件を満たすこと。

### 4. 公募

SIA ニュース、ホームページ等に掲載し公募する。

### 5. 開催地の立候補

所定の用紙で協会に申し込むものとする。立候補はスキー場管理者又は当該スキー場地域の観光協会とする。

### 6. 立候補地の調査

会長が任命する複数の総合スキー会議検討委員が必要に応じ現地調査等を行い会長に報告する。

### 7. 選考方法

以下の条項に基づき、理事会の議を経て選考する。

#### (1) 開催希望立候補地が単数の場合

- イ. 開催地調査の報告を理事会に行う。
- ロ. 理事会の承認が必要とする。
- ハ. 会長が開催地決定書を開催希望立候補地に送付する。

#### (2) 開催希望立候補地が複数（2ヶ所）の場合

- イ. 開催地調査の報告を理事会に行う。
- ロ. 出席理事の投票により得票数が多い立候補地に決定とする。
- ハ. 会長が開催地決定書を開催希望立候補地に送付する。

#### (3) 開催希望立候補地が複数（3ヶ所以上）の場合

- イ. 開催地調査の報告を理事会に行う。
- ロ. 出席理事による投票を行う。
- ハ. 1回目の投票で、出席理事総数の2分の1以上の承認を得る立候補地がある時は決定とする。
- ニ. 出席理事総数の2分の1以上の承認を得る立候補地が無い時は、得票数上位2ヶ所での決戦投票とする。
- ホ. 決選投票で多い得票数を得た立候補地に決定とする。
- ヘ. 会長が開催地決定書を開催希望立候補地に送付する。

## 8. 開催地変更

やむを得ない事情又は積雪量不足等により開催地辞退・変更の場合は、総合スキー会議開催地選考規程の2項から7項に基づき新たな開催地を決定する。

附則 この規程は、公益社団法人日本職業スキー教師協会の設立登記のあった日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年3月24日から施行する。